

子ども・子育て支援事業計画の最終調整について

パブリックコメント及び子ども・子育て会議における意見等を踏まえて事業計画を修正した内容は次の通りです。

1 パブリックコメントによる修正

(1) 放課後児童健全育成事業の説明文追加 (P. 59)

ア 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、新たに条例で定めた設備等の基準を満たすことができないクラブや小学校区内にクラブが設置されていない未設置学区があります。

クラブの新設や移転・分割を行う際には、保護者や放課後児童クラブ、地域の意見を十分にお聴きしながら、総合プランを踏まえて学校の余裕教室などを活用し、計画期間内の整備を目指します。

(2) 地域子育てサロン支援事業の説明文追加 (P. 79)

地域における福祉に関する支援者として活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を市内6地区で行っています。今後、より多くの地域で子育て家庭を支える取組が進むための支援策として、先行事例の紹介などの情報提供や、関係機関との連携体制の整備を図りながら、サロン活動が展開されるよう働きかけを行います。

2 子ども・子育て会議意見を踏まえた修正

(1) 教育・保育施設における「保育所」の記載を修正 (P. 43)

○保育所

保育所は、保護者の就労や病気などのために、家庭において十分に保育することができない児童を保護者に代わって、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、保育所の環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援を行う役割を担っています。

(2) 放課後児童クラブの運営支援に障がい児の巡回指導に係る支援の検討を追加 (P. 60)

放課後児童支援員等の専門性向上を図る研修の実施に引き続き取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、実施場所を賃借しているクラブへの家賃加算を継続するほか、障がい児の受入れや小規模クラブの職員配置などへの財政支援の充実に努めます。また、障がい児の巡回指導に係る支援について検討し、その結果を踏まえて適切に対応します。

(3) 「児童虐待相談が解決した割合」の目標値を修正 (P. 64)

平成31年度目標値を57.5%から65.0%に修正しました。

(4) 「子育て世代包括支援センター事業」に説明文を追加 (P. 68)

ニーズ調査では、子育てについて「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多し」を合わせると、就学前児童及び就学児童の保護者の30%を超えています。産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等が増加しており、産後ケアや関係機関との連携による妊娠から子育てまでの切れ目のない支援が求められています。

子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の設置については、平成27年度(2015年度)に検討し、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う体制の整備に取り組みます。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。

(5) 「仕事と家庭の両立支援」について、項目の分割とともに人材育成を追加 (P. 81, 82)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発【拡充】

男女共同参画情報誌「あの・なはん」の活用や講座等の実施により市民への意識啓発に取り組みます。

盛岡商工会議所等の関係機関に対する働きかけを行い、先進事例の紹介やセミナー開催などを通じて、子育て支援に取り組む上で参考となる情報を提供し、ワーク・ライフ・バランス意識の更なる浸透を図り、企業における子育て支援の推進に取り組みます。

妊娠・出産・育児に関する知識の周知を目的とした「もりママ・もりパパ1日コース」を夫婦で参加しやすいよう日曜日に開催し、出産前から男性の育児への理解と参加促進に継続して取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた人材育成【新規】

企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進するための人材育成講座を開催し、企業等における自発的なワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が行われるよう支援します。

(4) ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の表彰制度の活用

岩手県が実施する「いわて子育てにやさしい企業等の認証・表彰制度」の活用を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を表彰し、他の企業の模範となる事例を広く周知するため、受賞企業への優遇制度も含めた市独自の表彰制度の導入を検討します。

(6) 「子育てを応援する仕組みづくり」に各主体の役割に係る記載を追加 (P. 83)

市民や地域、企業、行政など、多様な主体が社会全体で子どもを育てるという共通認識のもと、それぞれが役割に応じながら、全ての子どもと子育て家庭に寄り添い支える環境の整備に努めます。

(7) カタカナ表記の置き換え、脚注の追加 (計画全般)

ワンストップ、カンファレンス、タイプ、コーディネート、タイムリー等

- (8) 「各施策の関連事業一覧」について、実施施策の該当ページを掲載 (P. 84～92)

3 説明文の追加・補足修正

- (1) 「貧困の連鎖の防止」を課題として追加 (P. 34)

エ 貧困の連鎖の防止

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが必要です。

- (2) 待機児童解消方策について優先順位に対応した順序に表記を修正 (P. 44, 45)

待機児童解消の確保方策 (P. 44)

①認定こども園の普及 ②保育所の新設・改修

待機児童解消に向けた工程表の図 (P. 45)

確保方策の順番 ①認定こども園移行支援 ②認可保育所整備

- (3) 「待機児童解消～確保方策②保育所の新設・改修」に公立保育所の記載を追加 (P. 44)

確保方策② 保育所の新設・改修

私立保育所の新設や改修などを希望する事業者との協議を進め、施設整備に係る財政支援などを行い、定員の拡充を図ります。

また、公立保育所の民営化に当たっては、施設改修による定員のフラット化などを進め、3歳未満児の定員の拡充を図ります。

- (4) 「認定こども園の普及」に幼保連携型認定こども園の認可に関する考え方を追加 (P. 54)

○幼保連携型認定こども園の認可に関する考え方

既存の幼稚園や保育所が幼保連携型認定こども園に移行を希望する場合は、適格性・認可基準を満たす場合は、原則として認可を行うこととします。その際の利用定員の設定に当たっては、利用希望を含む保育需要等の実情を踏まえて、申請事業者と市の間で協議の上で設定します。

- (5) 「小児医療の充実」に説明文を追加 (P. 68)

産科・小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に初期救急医療である市夜間急患診療所及び在宅当番医制の維持、休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため、小児救急輪番制病院について充実に努めます。

- (6) 「乳幼児医療費給付事業」及び「小学生医療費給付事業」について、項目を統合し修正 (P. 75)

(2) 医療費給付事業

妊産婦、乳幼児及び小学生の医療費の一部を給付し、保護者の経済的負担を緩和すると

ともに、健康保持と福祉の増進を図ります。

妊産婦及び乳幼児については、平成 28 年度中の「現物給付方式」の導入に向けた準備を整え、妊娠期からの継続した子育て支援に努めます。

(7) 「少子化対策推進事業」について「地方版総合戦略」策定に係る表記を修正 (P. 83, P. 92)

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき市が平成 27 年度（2015 年度）中に策定することとしている「地方版総合戦略」…

4 その他の修正

(1) 成果指標の 1 月 1 日現在の待機児童数修正 (P. 43, P. 81)

修正理由：最新のデータ（H27. 1. 1 現在）が得られたため。

修正内容：（修正前）310 人→（修正後）259人

(2) 成果指標のタイトル修正 (P. 43, 58, 61, 64, 66, 70, 75, 76, 78, 81, 83)

修正理由：現状値に平成 25 年度実績を含んでいたため。

修正内容：（修正前）平成 26 年度現状値→（修正後）現状値

※現状値が平成 25 年度実績のものについては、数値の下に「※平成 25 年度実績」を追加。

(3) 誤表記の修正（認定区分別量の見込み・確保方策の表 (P. 46)）

修正理由：表中の数字に誤りがあったため（整備内訳は修正なし）。

修正内容：表を差替え済み。

(4) その他表現の微修正

上記の他、計画の趣旨を変えない範囲で文言の修正を行ったもの。